

# ○群馬県警察旗等の取扱いに関する訓令の制定について（例規通達）

昭和 56 年 1 月 23 日

群本例規第 1 号（務）

〔沿革〕

昭和 56 年 11 月群本例規第 25 号（務）、57 年 5 月第 9 号（務）、60 年 8 月第 10 号（務）、62 年 4 月第 7 号（務）、平成 6 年 3 月第 9 号（務）、7 年 3 月第 4 号（務）、22 年 3 月第 6 号（務）改正

この度、群馬県警察に警察旗及び本部長旗を、本部の隊及び管区機動隊に隊旗を、警察学校に校旗を、警察署に署旗を定めるため、群馬県警察旗等の取扱いに関する訓令（昭和 56 年 1 月 23 日群馬県警察本部訓令甲第 1 号）を制定し、昭和 56 年 1 月 23 日から施行することとしたが、制定の趣旨及び運用上の留意事項は次のとおりであるから、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

記

## 第 1 制定の趣旨

警察職員の士気の高揚と団結を図るとともに警察職員の士気を鼓舞するために、警察旗、本部長旗、所属旗及び警察旗・所属旗の略旗を制定し、その制式、保管、使用範囲等必要な事項を定めたものである。

## 第 2 運用上の留意事項

### 1 警察旗等の種別、制式等（第 2 条関係）

群馬県警察を象徴し、県警として行う主要な行事等に使用する警察旗及び部隊活動として必要なとき等に使用する略旗を制定した。

鉄道警察隊、機動警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、管区機動隊、警察学校及び警察署に所属等を象徴し、所属等における主要な行事等に使用する所属旗及び部隊活動として必要なとき等に使用する略旗を制定した。

既存の警察旗については、改めて警察本部長旗として制定した。

これにあわせて警察旗等の保管の適正を図るため、警察旗等の保管責任者を明確に規定した。

### 2 警察旗の使用（第 3 条関係）

(1) 「県警察として行う主要な行事のとき」とは、県警察が主催して行う表彰式、視閲式等の各種記念式典及び術科、スポーツ等の各種大会等をいう。

(2) 「その他士気高揚のため必要なとき」とは、警察職員の士気の高揚のほか、警察参加の意義を高めるため警察旗を使用することが適当と警察本部長が認めたときをいう。

### 3 所属旗の使用基準等（第 5 条関係）

所属旗の使用及び取扱いについては、それぞれの保管責任者が、その使用基準、使用の手続及び保管管理の方法等を定め、適正な取扱いに努めるものとするが、その使

用基準はおおむね次のような場合とする。

- (1) 表彰式、記念式等及び術科・スポーツ大会等の場合
- (2) 県下及びブロック別の各種大会、訓練等に参加する場合
- (3) 警察学校における入校（卒業）式の場合
- (4) 警察職員の士気の高揚及び警察参加の意義を高めるため、所属旗を使用することが適当と認めた場合

#### 4 略旗の使用（第6条関係）

- (1) 「部隊活動として必要なとき」とは、各種警備実施等の場合、部隊の位置等を表示する場合等をいう。
- (2) 「その他士気高揚等のため必要なとき」とは、各種競技大会及び警察参加の意義を高めるため、略旗を使用することが必要と認められる場合等をいう。

#### 5 保管の方法等（第7条関係）

- (1) 旗収納ケースに納めて保管する警察旗・所属旗の本旗については、虫害又は湿気により破損・汚損することのないよう配慮すること。
- (2) 各所属に掲げる所属旗の略旗については、所属長席の付近に掲げることとし紫外線により変色することのないよう配慮すること。
- (3) 管区機動隊の略旗は、機動隊保管とする。